

一般社団法人日本泌尿器内視鏡学会 役員候補者選考規則

第1条（目的）

この規則は、一般社団法人日本泌尿器内視鏡学会（以下「この法人」という。）定款施行細則第13条の規定に基づき、この法人の役員候補者の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（選出方法）

役員候補者は、役員選挙の年（以下「選挙年」という。）の代議員によって選挙で選出される。

第3条（選挙区）

選挙は、全国を以下の地区に分けて行う。

（1）東部（北海道 青森 岩手 秋田 宮城 山形 福島 新潟 群馬 栃木 茨城 千葉 埼玉 東京 神奈川 山梨 長野）

（2）中部（静岡 愛知 岐阜 三重 富山 石川 福井 滋賀 京都 奈良 大阪 和歌山 兵庫）

（3）西部（岡山 広島 鳥取 島根 山口 徳島 香川 愛媛 高知 福岡 大分 佐賀 長崎 宮崎 熊本 鹿児島 沖縄）

2 役員は選出された地区を役員の任期中は変えることができない。

第4条（選挙権）

役員選挙の選挙権は、役員選挙公示日にこの法人の代議員であり、その日までに当該年度までの会費を納入しているものがこれを有する。（以下「選挙人」という。）

2 選挙人の選挙区は、その選挙人が代議員選挙で選出された地区とする。

第5条（被選挙権）

役員選挙に立候補するもの（以下「被選挙人」という。）は、役員選挙公示日にこの法人の代議員であり、その日までに当該年度までの会費を納入していなければならない。

2 被選挙人は、選挙年の3月31日現在の年齢が63歳以下でなければならない。

3 被選挙人の選挙区は、その被選挙人が代議員選挙で選出された地区とする。

第6条（役員定数）

理事の定数は、別表に定める。

2 各地区の理事定数については、各地区の正会員数に応じて見直すことができる。定数再配分は、理事会で審議し代議員総会で承認を得る。

2 監事の定数は、地区ごとに1名とする。

第7条（役員選挙管理委員会）

この法人の理事長は、役員選挙に際して3-5名の理事からなる役員選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）を組織する。

2 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は理事長が指名する。

3 委員会は、本規則に基づいて役員候補者選挙を管轄する。

4 委員長は、開票結果を理事長に答申する。

第8条（選挙の実施）

役員選挙は以下のように行う。但し、各事項の期日は委員会が選挙ごとに決定する。

（1）選挙年の、委員会が決定した期日に選挙の公示を行う。

（2）委員会は、選挙公示に際して選挙人名簿の公示を行う。選挙人は、選挙人名簿に脱漏、誤記等を認めたときは、公示後 10 日以内に委員長に異議を申し立てることができる。委員会が異議の申し立てを認めたときは、選挙人名簿の訂正を行い、選挙人および被選挙人にこれを告示する。

（3）立候補するものは、立候補届に所定の事項を記入し、委員会が決定した期日までに委員長に提出しなければならない。

（4）委員会は、委員会が決定した期日までに投票に関わる要項を被選挙人名簿と共に選挙人に通知する。

（5）選挙人は、委員会が決定した期日までに投票を行う。

（6）理事の投票は、立候補者の中から、地区ごとの理事定数の半数（端数四捨五入）の人数を連記する。監事の投票は、立候補者の中から各地区 1 名を記載する。

（7）開票は、選挙管理委員会の管轄のもとに行う。投票の効力は委員会で判定する。

第9条（役員当選人の決定）

役員の当選決定に当たっては、第3条に定める地区ごとに得票の多い立候補者から順に、第6条に定める定数を当選者とする。

2 同得票のときは、会員期間の長いものを優先する。会員期間も同じ場合は、生年月日の古いものを優先する。

3 当選人が決定したら、委員長はただちに理事長に報告し、選挙結果を確定する。その後、委員長は立候補者および選挙人に選挙結果を告示する。

第10条（補欠役員の選任）

役員選挙で当選しなかったもののうち、得票数が次順位のことを補欠役員とする。

2 補欠役員は、地区別に順位をつけて選定する。

3 次順位のものと同得票のときは、第9条第2項に準じる。

第11条（異議申し立て）

選挙の効力に関して異議のある選挙人または被選挙人は、選挙結果告示日から 10 日以内に、文書で委員長に対して異議を申し立てることができる。

2 異議申し立てがあったときは、委員会で審議、決定し、理事長に報告する。

3 選挙の無効が決定された選挙区では、再選挙を行う。

第12条（当選人の繰り上げ補充）

当選人が辞退した時、あるいは解任された時は、当該選挙区の補欠役員の最上位の者を繰り上げ、当選人とする。

第13条（補則）

この規則の変更は理事会の議決によって変更することができる。

附 則

この規則は、平成 27 年 11 月 20 日から施行する。

平成 30 年 3 月 26 日に改正して施行する。

別表：地区別理事定数

東部	8
中部	6
西部	5